

名古屋港管理組合公報

平成20年4月1日

(火曜日)

第412号

四 次 條 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港湾会館条例の一部を改正する条例	2
○名古屋港水族館条例の一部を改正する条例	3

規 則

○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	4
○名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則	4
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	4
○特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	5
○管理職手当規則の一部を改正する規則	5
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	6
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	8
○名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則	9

告 示

○平成18年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	10
○平成18年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	10
○平成20年度名古屋港管理組合予算の要領	10
○平成19年度名古屋港管理組合補正予算の要領	17
○平成18年名古屋港管理組合告示第41号の一部改正	19
○平成19年名古屋港管理組合告示第32号の一部改正	19
○指定管理者の指定	19
○港湾施設の廃止	19
○臨港緑地の変更	20
○臨港緑地の廃止	22

訓 令

○課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程	23
○工事施工規程の一部改正	23

公 告

○船舶の売却に係る一般競争入札	24
○木場金岡ふ頭貸付地ロジスティクスハブ形成事業者募集要項	25

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六七四人」を「六〇六人」に改め、同条

第二号中「一五人」を「二三人」に改め、同条中「六九五人」を「六二五人」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第三号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和四十二年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「貯木場およびひき船」を「及び貯木場」に、「ならびに」を「並びに」に改める。
第二条第二項中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同項の表上屋の項中「四十五棟(約一五六、〇〇〇平方メートル)」を「四十一棟(約一五四、〇〇〇平方メートル)」に改め、同表貯木場の項中「約二、〇七七、〇〇〇平方メートル」を「約二、〇一一、〇〇〇平方メートル」に改め、同表ひき船の項を削る。附 則
この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「係船浮標」の下に「、ひき船係留施設」を加え、「ひき船」を削る。

第十二条第一号中「係船浮標、ひき船等」を「係船浮標等」に改める。

別表係船浮標の項の次に次のように加える。

ひき船係留施設	一月一隻につき	四万五千百円
---------	---------	--------

別表ひき船の項を削り、同表備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定(「係船浮標」の下に「、ひき船係留施設」を加える部分に限る)及び別表の改正規定(係船浮標の項の次にひき船係留施設の項を加える部分に限る)は、平成二十一年五月一日から施行する。

名古屋港湾会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港湾会館条例の一部を改正する条例

第一条 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名称	位置
名古屋港湾会館	名古屋市港区入船二丁目一番十 七号
名古屋港湾会館新館	名古屋市港区港町

第二条中「名古屋港湾会館」の下に「及び名古屋港湾会館新館」を加える。

第三条中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第五条第一項中「額は、」の下に「名古屋港湾会館にあつては」を、「おいて」の下に「、名古屋港湾会館新館にあつては別表第三に定める額の範囲内において」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

会館の区分	会館の施設
名古屋港湾会館	一一 施設 会議室及びホール
名古屋港湾会館新館 会議室	一二 附帯設備 舞台関係附属設備、 照明設備、音響関係附属設備、 映写機、ピアノ及び浴室

別表第一の次に次の表を加える。

別表第三 (第五条関係)

施設の区分	使用単位	利用料金(単位円)
第一会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第三会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第四会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第五会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第六会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第七会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第八会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第九会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十一会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十二会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十三会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十四会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十五会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十六会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十七会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十八会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第十九会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十一会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十二会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十三会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十四会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十五会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十六会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十七会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十八会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第二十九会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後
第三十会議室	午前 午後 午前 午後 午前 午後	午前 午後 午前 午後 午前 午後

備考

一 午前とは、午前九時から午後零時三十分まで、午後とは、午後二時から午後五時まで、夜間とは、午後五時三十分から午後九時三十分まで、全日とは、午前九時から午後九時三十分までをいい、午前の時間外とは、午前又は全日の使用単位に引き続く午前九時前の一時間を、夜間の時間外とは、夜間又は全日の使用単位から引き続く午後九時三十分後の一時間をいう。

二 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

第二条 名古屋港湾会館条例の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名称	位置
名古屋港湾会館	名古屋市港区港町

第二条中「及び名古屋港湾会館新館」を削り、「別表第一に掲げるどおり」を「会議室」に改める。

第五条第二項中「名古屋港湾会館にあつては別表第二に定める額の範囲内において、名古屋港湾会館新館にあつては別表第三」を「別表」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表とする。

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第一条中第五条第二項の改正規定及び別表第二の次に二表を加える改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

名古屋港水族館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港水族館条例の一部を改正する条例

名古屋港水族館条例（平成四年名古屋港管理組合条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表水族館にのみ入館する場合の項を次のように改める。

水族館にのみ入館する場合	年間入館料	一人一回につき			大人 中学生	小児 中学生	大人 中学生	小児 中学生	大人 中学生	小児 中学生
		につき	家族購入で同一人一年間につき	同一人一年間ににつき						
					一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
					五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円
					一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円
					一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
					一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円
					一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円

別表備考に次のように加える。

五 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と二親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と一緒に購入する場合をいふ。

この条例は、平成二十年五月一日から施行する。

附則

規則

三

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する

規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管
理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から
第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の二第十一号中「危機管理室」を「危機管理室内」
に改め、同号を同条第十三号とし、同条第三号から第十一号
までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の二号を加え
る。

三 名古屋港管理組合国民保護業務計画に関すること。

第十七条第一号中「並びにひき船」を削る。
第二十七条中「第八条第二十六号」を「第八条第二十五号」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合永年勤続職員表彰規則

(目的)

第一条 この規則は、本組合の職員で永年にわたり職務に精
勤し、港勢の発展に尽くした者の表彰に関し必要な事項を
定めることを目的とする。

(職員)

第二条 この規則(第五条第一項を除く。)において職員とは、
次に掲げる者とする。

一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四
条第一項に規定する本組合の常勤の職員(管理者、副管
理者及び監査委員を除く。)

二 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する
法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定す
る退職派遣者

三 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管
理組合条例第二号)第八条第一項に規定する特別法人職
員となるため退職をし、かつ、引き続き当該特別法人職
員として在職する者

(表彰)

第三条 管理者は、毎年本組合設立の日(九月八日)以下「基
準日」という。の前日において勤続期間が二十年に達し、
その期間における勤務成績が良好な職員を表彰する。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、記
念品を併せて授与することができる。

(表彰の時期)

第四条 表彰は、本組合の設立記念式典の日に行う。

(勤続期間の計算)

第五条 第三条第一項の勤続期間は、第二条各号に掲げる職
員として引き続いた期間による。ただし、愛知県又は名古
屋市の職員が引き続いて第二条第一号に掲げる職員となっ
た場合には、それぞれ愛知県又は名古屋市の職員と
しての在職期間については、勤続期間に通算するものとす
る。

2 前項の勤続期間の算定については、次に掲げる期間(以
下「除算期間」という。)の月数(一月末満の端数は一月に
切り上げる。以下同じ。)を除算する。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第
二十八条第二項第一号の規定に基づき休職した期間(休
職した月を休職中とし、復職した月を休職中でないも
のとする。次号において同じ。)の月数の三分の一の月数。
ただし、次に掲げる場合は除算しない。

イ 公務(次に掲げる業務を含む。)に起因する傷病によ
る休職の場合

(1) 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成
十四年名古屋港管理組合規則第一号。以下「公益法
人等派遣規則」という。)第二条に掲げる団体の業務

(2) 公益法人等派遣規則第五条に掲げる特定法人の業
務

(3) 第二条第三号の規定により特別法人職員として在
職した特別法人の業務

ロ 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百二
号)第二条第二項に規定する通勤(イ(1)から(3)まで
に掲げる業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二千
二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含
む。)に起因する傷病による休職の場合

二 地方公務員法第二十八条第二項第二号の規定に基づき
休職した期間の月数

三 地方公務員法第二十九条の規定に基づく停職の処分を
受けた期間の月数

四 前三号に準する期間として管理者の承認を得て総務部
長が定める期間の月数に、それぞれ管理者の承認を得て
総務部長が定める割合を乗じて得た月数

3 臨時に雇用された職員が引き続き職員に採用された場合
におけるその者の採用に引き継ぐ臨時雇用期間のうち管
理者の承認を得て総務部長が別に定める期間については、勤
続期間に通算する。

(欠格)
第六条 基準日前一年以内において、地方公務員法第二十九
条の規定に基づく懲戒の処分を受けた職員は、第三条第一
項の規定にかかわらず、当該基準日に係る表彰を受けるこ
とができるない。

(退職又は死亡した職員の表彰)
第七条 表彰を受けるべき職員が表彰前に退職し、又は死
したときは、在職又は生前の日付にさかのぼってこれを表
彰することができる。

2 表彰を受けるべき職員が死亡したときは、表彰状及び記
念品は、その遺族に授与する。

3 前項の遺族の範囲及び順序については、職員の退職手当
に関する条例第十二条の定めるところによる。

(委任)
第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者の承認
を得て総務部長が定める。

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この規則の施行の際従前の永年勤続職員表彰に関する定
めによつてした表彰は、この規則中これに相当する規定が
ある場合には、この規則の相当規定によつしたものとみ
なす。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第四号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。
第一条の三の中「係長、主査又はこれに相当するものとして管理者が指定する職の職務を除く。」を削る。

第一条の四中「第六条第五項及び第六項」を「第六条第四項」に改め、「昇給の時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は」を「管理者の定める日」は、管理者が別に定めるものを除きに改め、同条ただし書きを削る。
第八条の二第五項中「百分の十四」を「百分の十六」に改める。

第十八条の四第二項中「住居手当」を削り、「別表第十四号」を「別表第八号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「同条中」を「条例第十九条中」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の四の改正規定(「別表第十四号」を「別表第八号」に改める部分を除く。)は、平成二十二年四月一日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第五号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則(昭和四十四年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。
第五条及び第六条中「別表第十四号」を「別表第八号」に改める。

別表第一号中「塗装(ひび取りを含む。)、鍛治、溶接又は電力代に対する賃料」を「鍛治又は溶接」に改め、同表第二号中「70」を「100」に改め、同表第二号中「以上の」を「以上でござる」に改め、「作業」の次に「(起重機の操作を含む。)」を加え、「150」を「190」に改め、同表第四号中「処理作業」を「処理をするため足場の不安定な箇所において行う作業」に改め、同表第六号を次のように改める。

別表中第七号から第十一号を削り、第十三号を第七号とし、第十四号を第八号とする。	6	交替制による夜間勤務	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる勤務	1回	660	本号の手当は、金の手当と併給する。
---	---	------------	--	----	-----	-------------------

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この規則による改正後の特殊勤務手当規則別表第六号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から引き続いて翌日にわたって行われる勤務から適用し、施行日の前日から引き続いて施行日にわたって行われる勤務については、なお従前の例による。

管理職手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第六号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則(昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。
第三条中「当該職にある職員の給料月額」及び「割合を乗じて得た」を削り、同条第一号中「百分の二十二」を「二十四万円」に改め、同条第二号中「百分の二千」を「十二万二千円」に改め、同条に次の三号を加える。

四三種 十万六千円

四五種 九万五千円

五五種 八万七千円

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

組織の区分	職	区分
総務部長	部長(総務部長を除く。)及び室長	二種
課長及び担当課長(五種の区分に属する課長及び担当課長を除く。)並びに企画調整室環境保全センター所長	担当部長、次長及び参事	三種
課長	部長(総務部長を除く。)及び室長	二種
議会事務局 監査委員事務局 事務局	議会事務局 監査委員事務局 事務局長 課長	四種
議会事務局 監査委員事務局 事務局長 課長	議会事務局 監査委員事務局 事務局長 課長	三種

備考 担当部長及び次長の職のうち、特に困難な事務を所掌するものとして管理者が指定するものは、一種の区分に属する職とし、担当課長(管理者が別に定めるものに限る。)及び部付又は室付の課長のうち、特に困難な事務を所掌するものとして管理者が指定するものは、四種の区分に属する職とする。

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、この規則による改正前の別表中二種の区分に属する職にある職員が、施行日にこの規則による改正後の別表中五種の区分に属する職にある職員となつた場合にあっては、当該区分に属する職にある期間(平成二十二年三月三十一日までに限る。)中において、当該職員の職は、別表中四種の区分に属するものとする。

3 施行日の翌日以降に、別表中四種の区分に属する職にある職員が、別表中五種の区分に属する職にある職員となつた場合にあっては、当該区分に属する職にある期間(平成

二十二年三月三十一日までに限る。)中において、当該職員の職は、別表中四種の区分に属するものとする。

4 管理職員特別勤務手当規則の一部改正

規則第七号の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一種」の下に「及び二種」を加え、同項第二号中「一種」を「二種、四種及び五種」に改める。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第七号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

5 第二十九条第五項を次のように改める。

会計課長は、前二項の規定による通知があつたときは、納人に対し納入の通知をしなければならない。ただし、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納人の通知を必要としない歳入にあつては、この限りでない。

第三十一条を次のように改める。

(納付書の交付)

第三十一条既に納入の通知をした歳入で管理者が必要と認めるものを納付させるときは、納人に對し納付書(様式第十六号)を交付しなければならない。

第二十九条第五項ただし書に規定する歳入で管理者が必要と認めるものを収入しようとするときは、納付書を交付しなければならない。

第三十五条第二項中「手続き」を「手続」に、「および」を「及び」に改め、同条第三項中「手続き」を「手續」に改め、「納入通知書」の下に「又は納付書」を加える。

第三十八条第五項中「納入通知書」の下に「及び納付書」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、官公署等の納人が定めた領收書により受領する場合は、この限りでない。

第六十七条第一項中「保証事業会社」の下に「(以下「保証事業会社」という。)」を加え、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を「保証料」の下に「次項において「材料費等」という。」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費のうち、工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事で次の各号のいずれにも該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、前項の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の一割を超えない範囲内において前金払をすることができる。

一 工期の一分の一を経過していること。

二 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

三 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上に相当するものであること。

第一百二十二条第一項中「(様式第八十号)」の下に「(入札保証金の受入れにあつては入札保証金等納付書)」を、「指定金融機関等」の下に「(入札保証金の納付にあつては会計管理者)」を加える。

第一百二十三条の二第一項中「(様式第八十一号)」の下に「(入

札保証金の納付に代えて保管有価証券を受け入れる場合にあつては入札保証金等納付書)」を加える。

第一百二十四条に次の一項を加える。

会計管理者は、前項の通知を受けたときは、領收書と引換えに利札を払い出さなければならない。

第一百三十条を次のように改める。

(予定価格の作成)

第一百三十条 入札に付する事項については、あらかじめ、当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定価格を定め、その予定価格を記載した調書を封書として開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、必要があると認めるときは、入札執行前に予定価格を公表することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、電子入札システム(本組合が行う入札に関する事務を処理する情報システムをいう。以下同じ。)による入札(以下「電子入札」という。)を行う場合にあつては、予定価格を記載した調書を封書として開札場所に置くことにして、予定価格を電子入札システムに登録することとする。

第一百三十二条第一項中「予定価格調書に併記」を「予定価格に併せて記載し、又は記録」に改める。

第一百三十四条中「入札期日」の下に「(電子入札を行う場合にあつては、当該入札期間の末日とする。以下同じ。)」を加える。

第一百三十五条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「および」を「及び」に改め、同項第四号中「および日時」を「及び日時(電子入札にあつては入札期間及び開札の日時)」に改め、同項第五号中「および」を「及び」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

(入札の無効に関する事項)

七 当該入札が電子入札である場合にあつては、その旨

第一百三十五条に次の二項を加える。

2 令第百六十七条规定の十の二第一項及び第二項の規定による総合評価一般競争入札に付そうとする場合においては、前条の規定による公告は、前項各号に掲げる事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び令第百六十七条规定の十の二第三項に規定する落札者決定基準についても併せてするものとする。

第一百三十六条第一項中「入札時限までに」を「入札時限前までに」に改め、「又は指定金融機関等」を削る。

第一百三十九条第一項中「作成し、入札書(様式第八十七号)により行なわなければならぬ」を「作成しなければならぬ」に改め、同条第二項中「前項の規定により」を削り、「入札書に」を「入札時限前までに入札保証金に係る」に、「添付しなければならぬ」を「提出しなければならぬ」に改め、同条第三項中「入札前」を「入札時限まで」に改める。

第一百四十条中「の各号」を削り、同条第三号中「入札」の下に「(電子入札にあつては、所定の日時までに電子入札システムに備えられた所定のファイルへの記録がされない入札)」を加え、同項第六号中「および」を「及び」に改め、「入札」の下に「(電子入札にあつては、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二号))第二条第一項に規定する電子署名をいう。)及び当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年法務省・総務省・経済産業省令第二号)第四条第一号)に規定する電子証明書であつて、同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書をいう。)のない入札」を加える。

第一百四十五条中「直ちに」の下に「その旨を」を加え、「対し落札通知書(様式第八十八号)により」を削り、同条ただし書を削る。

第一百四十七条第一項中「おいては、」の下に「(第百三十五条第一項第一号及び第二号から第八号までに掲げる事項を)を

加え、「「1日前までに指名しようとする者に入札通知書(様式第八十九号)により」を「「1日(電子入札にあつては管理者が定める日)前までにその指名する者に」に改め、同条に次の二項を加える。

3 令第百六十七條の十二において準用する令第百六十七條の十の二第一項及び第二項の規定による総合評価指名競争入札に付そうとする場合においては、前項の規定により通知する事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び令第百六十七條の十二において準用する令第百六十七條の十の二第三項に規定する落札者決定基準を併せてその指名する者に通知しなければならない。

第百四十八条第一項中「入札時限までに」を「入札時限前までに」に改め、「又は指定金融機関等」を削る。

第百五十二条第一項ただし書中「期日を一日以内に限り伸長する」を「期間を延長する」に改め、同条第二項を削る。

第百五十六条中「債務履行」を「契約履行」に、「または」

を「又は」に改める。

第百六十三条第二項中「の各号」を削り、同項ただし書中「または」を「又は」に、「五年」を「十年」に改め、同項第一号中「または」を「又は」に改め、同条第四項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

別表第一中「納入通知書」の下に「又は納付書」を加える。

様式第十六号(その一)中「(第29条関係)」を「(第29条、第31条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 納付書として使用する場合は、「納付書」と記載すること。

様式第十六号(その二)中「(第29条関係)」を「(第29条、第31条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 納付書として使用する場合は、「納付書」と記載すること。

様式第十六号(その三)中「(第29条関係)」を「(第29条、第31条関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 納付書として使用する場合は、「納付書」と記載すること。

様式第十八号中「別添の納付通知書」の次に「又は納付書」を加え、

納入通知書		
番号	納期限	金額

を

調定番号	納期限	金額	納入額
------	-----	----	-----

に、「うえ」を「上」に改める。

様式第110号(その一)及び様式第110号(その二)中「納入通知書番号」を「調定番号」に改め、「納入通知書」の次に「又は納付書」を加える。

様式第110号(その三)中「納入通知書番号」を「調定番号」に、「手続き」を「手続」に改め、「納入通知書」の次に「又は納付書」を加える。

様式第八十六号から様式第九十号までを次のように改める。

様式第86号から様式第90号まで 削除

科目				
款	項	目	事業	節

科目				
款	項	目	事業	節

に改める。

様式第九十六号中

を

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(納入の通知)

第十六条 会計課長は、前二条の規定により通知を受けた場合は、その性質上納入の通知を必要としないものを除き、直ちに納入義務者に対し納入通知書(様式第二十一号)により納入の通知をしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい収入については、口頭、掲示その他の他の方法により納入の通知をすることができる。

第十六条の次に次のように加える。

(納付書の交付)

第十六条の二 既に納入の通知をした取扱で管理者が必要と認めるものを納付させるときは、納入義務者に対し納付書

2 (様式第二十一号)を交付しなければならない。前条に規定するその性質上納入の通知を必要としない取扱で管理者が必要と認めるものを収入しようとするときは、納付書を交付しなければならない。

第三十条中「受け入れ」を「受入れ」に改め、「(様式第一十六号)」の下に「(入札保証金の受入れにあつては入札保証金等納付書)」を加える。

別表施設運営事業会計勘定科目表収益の表中

を削り、同表費用の表中

ひき船収益
その他ひき船収益

給料
手当等
賃金
法定福利費
退職給与金
備消耗品費
材料費
厚生福利費
旅費
被服費
光熱水費
燃料費
食糧費
印刷製本費
修繕費
保険料
賃借料
通信運搬費
手数料
委託料
負担金
公課費
雑費

及び

ひき船修繕費 を削り、同表資産の表中
ひき船用建物 、
ひき船及び ひき船用建物減価償却累計額
ひき船減価償却累計額 を削る。

様式二十一号（その一）中「(第16条関係)」を「(第16条、第16条の2関係)」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 納付書として使用する場合は、「納付書」と記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に、「第七章 ひき船（第四十三条—第四十五条）を「第七章 削除」に改める。

第三条中「及び係船浮標」を「、係船浮標及びひき船係留施設」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（定義） 第二十六条 係留施設とは、係船岸壁、物揚場、浮桟橋、係船浮標及びひき船係留施設をいう。

第二十六条の二第一項中「係留施設（係船岸壁及び係船浮標をいう。）」を「係船岸壁及び係船浮標」に改める。

第三十四条中「係留施設」を「係留施設（ひき船係留施設を除く。）」に改める。

第三章中第三十四条の次に次の二条を加える。

（使用者の義務）

第三十四条の一 ひき船係留施設の電力供給設備を使用する者は、その使用について事故防止に万全を図るものとする。

2 ひき船係留施設の電力供給設備の使用に起因して関連施設に事故を誘発した場合は、使用者の責任とする。

（使用者の経費負担）

第三十四条の三 ひき船係留施設の使用者は、その使用に要する経費を負担する。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第四十三条から第四十五条まで 削除

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

様式第十二号を次のように改める。

兼用第13号

（附 則）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定、第二十六条の改正規定、第三十四条の改正規定及び第三十四条の次に二条を加える改正規定は、同年五月一日か

ふるさと納税

告
示

名古屋港管理組合告示第4号

平成20年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成18年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成18年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	歳 出
	合 計	
第1款 分担金及び負担金	9,148,671,902円	
第1項 負担金	9,148,671,902円	
第2款 使用料及び手数料	7,637,209,397円	
第1項 使用料	7,637,194,697円	
第2項 手数料	14,700円	
第3款 国庫支出金	1,198,800,000円	
第1項 国庫負担金	1,198,800,000円	
第4款 財産収入	10,581,106,522円	
第1項 財産運用収入	4,707,815,654円	
第2項 財産売払収入	5,873,290,868円	
第5款 寄附金	500,000円	
第1項 寄附金	500,000円	
第6款 繰入金	104,059,976円	
第1項 他会計繰入金	104,059,976円	
第2項 他会計借入金	0円	
第7款 繰越金	1,396,261,183円	
第1項 繰越金	1,396,261,183円	
第8款 諸収入	1,635,965,756円	
第1項 延滞金、加算金及び過料	312,039円	
第2項 預金利子	5,686,847円	
第3項 受託事業収入	164,806,201円	
第4項 貸付金元利収入	1,167,945,218円	
第5項 雑入	297,215,451円	
第9款 組合債	8,966,000,000円	
第1項 組合債	8,966,000,000円	
歳 入 合 計	40,668,574,736円	
歳 出		
第1款 議会費	137,717,327円	
第1項 議会費	137,717,327円	
第2款 総務費	6,571,297,593円	
第1項 総務管理費	6,501,158,662円	
第2項 監査委員費	70,138,931円	
第3款 企画調整費	975,759,561円	
第1項 企画調整管理費	847,018,624円	
第2項 調査費	128,740,937円	
第4款 港営費	7,433,323,298円	
第1項 港営管理費	1,318,228,526円	
第2項 運営費	6,115,094,772円	
第5款 建設費	11,123,494,348円	
第1項 建設管理費	1,467,314,562円	
第2項 整備費	9,656,179,786円	
第6款 公債費	13,061,262,318円	
第1項 公債費	13,061,262,318円	
第7款 予備費	0円	
第1項 予備費	0円	
歳 出 合 計	39,302,854,445円	

名古屋港管理組合告示第5号

平成20年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成18年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成18年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

	歳 入	歳 出
	合 計	
第1款 水族館振興基金収入	361,536,594円	
第1項 財産収入	1,249,158円	
第2項 寄附金	3,522,004円	
第3項 繰越金	0円	
第4項 積戻金	78,765,432円	
第5項 繰入金	278,000,000円	
第2款 海事文化振興基金収入	65,515,218円	
第1項 財産収入	79,894円	
第2項 寄附金	90,780円	
第3項 繰越金	30,000,000円	
第4項 積戻金	5,344,544円	
第5項 繰入金	30,000,000円	
第3款 環境振興基金収入	105,182,665円	
第1項 財産収入	300,886円	
第2項 寄附金	62,931,779円	
第3項 繰越金	0円	
第4項 積戻金	19,950,000円	
第5項 繰入金	22,000,000円	
歳 入 合 計	532,234,477円	
		歳 出
第1款 水族館振興基金	359,557,065円	
第1項 積立金	280,791,633円	
第2項 繰出金	78,765,432円	
第2款 海事文化振興基金	65,442,631円	
第1項 積立金	60,098,087円	
第2項 繰出金	5,344,544円	
第3款 環境振興基金	105,182,665円	
第1項 積立金	85,232,665円	
第2項 繰出金	19,950,000円	
歳 出 合 計	530,182,361円	

名古屋港管理組合告示第6号

平成20年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成20年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成20年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成20年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,620,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,543,428 千円
	1 負 担 金	9,543,428
2 使 用 料 及 び 手 数 料		7,365,766
	1 使 用 料	7,365,756
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		1,142,800
	1 国 庫 負 担 金	1,142,800
4 財 产 収 入		5,108,964
	1 財 产 運 用 収 入	5,062,633
	2 財 产 売 払 収 入	46,331
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		297,000
	1 他 会 計 繰 入 金	297,000
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		2,029,632
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 預 金 利 子	16,650

	3 受 託 事 業 収 入	379,200
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,250,760
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	81,000
	6 雜 入	302,002
9 組 合 債		9,732,400
	1 組 合 債	9,732,400
歳 入	合 計	35,620,000

歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		148,815
	1 議 会 費	148,815
2 総 務 費		7,444,058
	1 総 務 管 理 費	7,370,615
	2 監 査 委 員 費	73,443
3 企 画 調 整 費		1,344,339
	1 企 画 調 整 管 理 費	1,036,693
	2 調 査 費	307,646
4 港 営 費		3,541,317
	1 港 営 管 理 費	1,362,320
	2 運 営 費	2,178,997
5 建 設 費		10,389,471
	1 建 設 管 理 費	1,433,671
	2 整 備 費	8,955,800
6 公 債 費		12,722,000
	1 公 債 費	12,722,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	35,620,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
弥富ふ頭埋立事業費	平成21年度	千円 28,100
鍋田ふ頭道路整備費	平成21年度	481,900
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成21年度～平成22年度	2,185,000
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成28年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、541,910千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成31年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、63,120千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成35年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、105,364千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成37年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、480,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成41年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、30,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
財団法人名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成20年度～平成41年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できることにより損失を受けたときは、76,200千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共事業	千円 4,543,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行 その他の場合には起債年度から据置期間を 含めて30年度間以内に元利均等、元金均等 若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若 しくは2期に分けて償還し、又は満期日に 元金を一括して償還する。ただし、組合財 政その他の都合により据置期間及び償還期 間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り 換えることができる。
港湾整備事業	767,000			
単独事業	1,564,000			
コンテナ埠頭 整備事業	2,858,400			
計	9,732,400			

平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成20年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 298,000
	1 財産収入	9,980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	288,000
2 海事文化振興基金収入		10,000
	1 財産収入	980
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	9,000
3 環境振興基金収入		3,000
	1 財産収入	2,960
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
歳入合計		311,000

歳 出

款	項	金額
1 水族館振興基金		298,000
	1 積立金	10,000
	2 繙出金	288,000
2 海事文化振興基金		10,000
	1 積立金	1,000
	2 繙出金	9,000
3 環境振興基金		3,000
	1 積立金	3,000
歳出合計		311,000

平成20年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積 専用使用許可面積	平方メートル 91,093 39,367
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 専用使用許可面積	平方メートル 455,450 995,430
	荷 役 機 械 13基	使 用 時 間	時間 16,832
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 759,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		3,307,000千円
第1項 営業収益		3,296,404千円
第2項 営業外収益		10,576千円
第3項 特別利益		20千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		3,312,000千円
第1項 営業費用		3,020,688千円
第2項 営業外費用		243,987千円
第3項 特別損失		37,325千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,231,980千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		415,020千円
第1項 固定資産売却代金		334,000千円
第2項 寄附金		10千円
第3項 貸付金返還金		81,000千円
第4項 その他資本的収入		10千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,647,000千円
第1項 建設改良費		241,600千円
第2項 固定資産購入費		333千円
第3項 企業債償還金		1,405,067千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 462,528千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	船 舶	金城丸	1 隻	売 払 い

平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用地整備 39,200平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋 立 事 業	収 益	338,000千円
第1項	営 業	外 収 益	337,970千円
第2項	特 別 利 益		30千円
		支 出	
第1款	埋 立 事 業	費 用	388,000千円
第1項	営 業	費 用	363,792千円
第2項	営 業	外 費 用	14,178千円
第3項	特 別 損 失		30千円
第4項	予 備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,266,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的	収 入	543,000千円
第1項	雜 収 入		367,000千円
第2項	貸 付 金 返 還 金		176,000千円
		支 出	
第1款	資 本 的	支 出	1,809,000千円
第1項	南 部 地 区 埋 立 事 業 費		25,100千円
第2項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費		526,000千円
第3項	南 5 区 埋 立 事 業 費		48,900千円
第4項	總 係 費		189,540千円
第5項	企 業 債 費		1,001,575千円
第6項	雜 支 出		7,885千円
第7項	予 備 費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 359,182千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

名古屋港管理組合告示第7号

平成20年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成19年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成19年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成19年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ697,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,338,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		千円 7,209,610	千円 199,500	千円 7,409,110
	1 使 用 料	7,209,600	199,500	7,409,100
4 財 産 収 入		4,785,902	50,500	4,836,402
	1 財 産 運 用 収 入	4,785,882	50,500	4,836,382
9 組 合 債		8,925,500	△ 947,000	7,978,500
	1 組 合 債	8,925,500	△ 947,000	7,978,500
歳 入 合 計		35,035,000	△ 697,000	34,338,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		千円 6,103,297	千円 0	千円 6,103,297
	1 総務管理費	6,029,791	0	6,029,791
3 企画調整費		1,181,915	△ 94,900	1,087,015
	2 調査費	202,056	△ 94,900	107,156
5 建設費		11,162,049	△ 602,100	10,559,949
	1 建設管理費	1,412,109	0	1,412,109
	2 整備費	9,749,940	△ 602,100	9,147,840
歳 出 合 計		35,035,000	△ 697,000	34,338,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	財団法人名古屋港埠頭公社貸付金	千円 70,000

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	限度額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
港湾整備事業	千円 865,000	千円 △ 375,000	千円 490,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
単独事業	965,000	△ 572,000	393,000			
計	8,925,500	△ 947,000	7,978,500			

名古屋港管理組合告示第8号

平成18年名古屋港管理組合告示第41号の一部を平成20年4月1日をもって次のように改正する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「2,354平方メートル」を「16平方メートル」に、「区画1から3」を「区画1」に改める。

名古屋港管理組合告示第9号

平成19年名古屋港管理組合告示第32号の一部を平成20年4月1日をもって次のように改正する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「568平方メートル」を「16平方メートル」に、「区画4及び5」を「区画4」に改める。

名古屋港管理組合告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋港湾会館新館	愛知県名古屋市中区錦三丁目4番6号 名管本庁舎PFI株式会社 代表取締役 左治木 勉

2 指定の期間

平成22年4月1日から平成47年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第11号

次の港湾施設は、平成20年4月1日から廃止する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 上屋

用途区分及び区画を定めない上屋

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	建築面積	構造
昭和ふ頭1号上屋 (昭和1)	専用使用	2 級	名古屋市港区昭和町	655 平方メートル	木骨モルタル塗り造り波型スレートかわらぶき
昭和ふ頭2号上屋 (昭和2)	専用使用	2	名古屋市港区昭和町	655	木骨モルタル塗り造り波型スレートかわらぶき

施設の種類 ひき船

名称	定係場	船質	総トン数	機関	馬力	推進機
金城丸	稲永ふ頭及び金城ふ頭基地	鋼	195.00 トン	ディーゼル式発動機2基	2,647 キロワット	Z型プロペラ2基
しなの丸	稲永ふ頭及び金城ふ頭基地	鋼	154.00	ディーゼル式発動機2基	1,765	Z型プロペラ2基
愛鳳丸	稲永ふ頭及び金城ふ頭基地	鋼	192.00	ディーゼル式発動機2基	2,574	Z型プロペラ2基
みづほ丸	稲永ふ頭及び金城ふ頭基地	鋼	128.00	ディーゼル式発動機2基	1,765	Z型プロペラ2基

名古屋港管理組合告示第12号

次の臨港緑地は、平成20年4月1日から次のとおり変更する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

変更前

名称	位置	区域	施設の概要
中川口緑地	名古屋市港区中川本町地先 河口町地先	別添図示 (略)	休息施設

変更後（区域拡大）

名称	位置	区域	施設の概要
中川口緑地	名古屋市港区中川本町地先 河口町地先	別添図示	休息施設

変更前

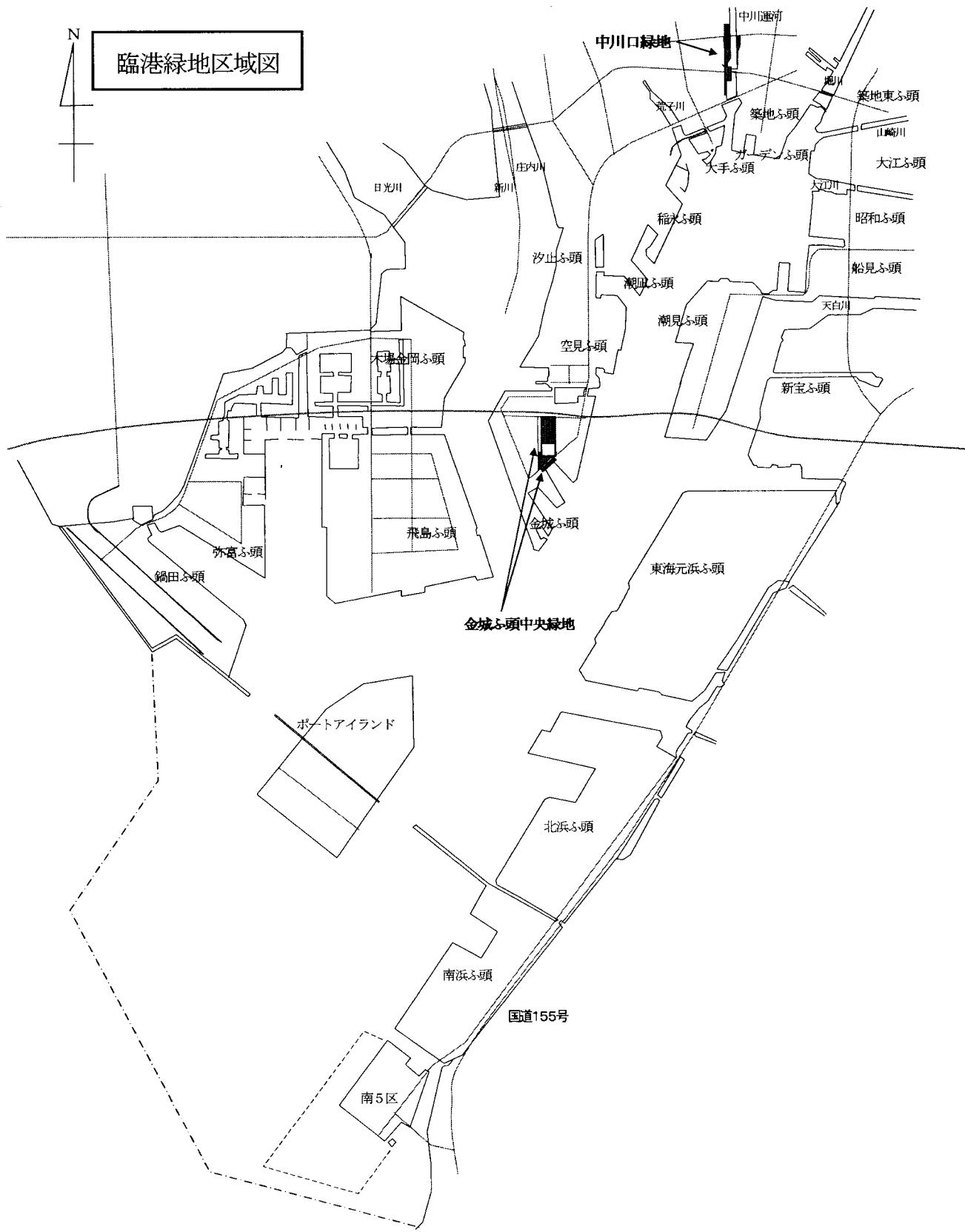
名称	位置	区域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番 三丁目2番	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後（一部廃止）

名称	位置	区域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番 三丁目2番	別添図示	散策、休息施設



臨港緑地区域図



名古屋港管理組合告示第13号

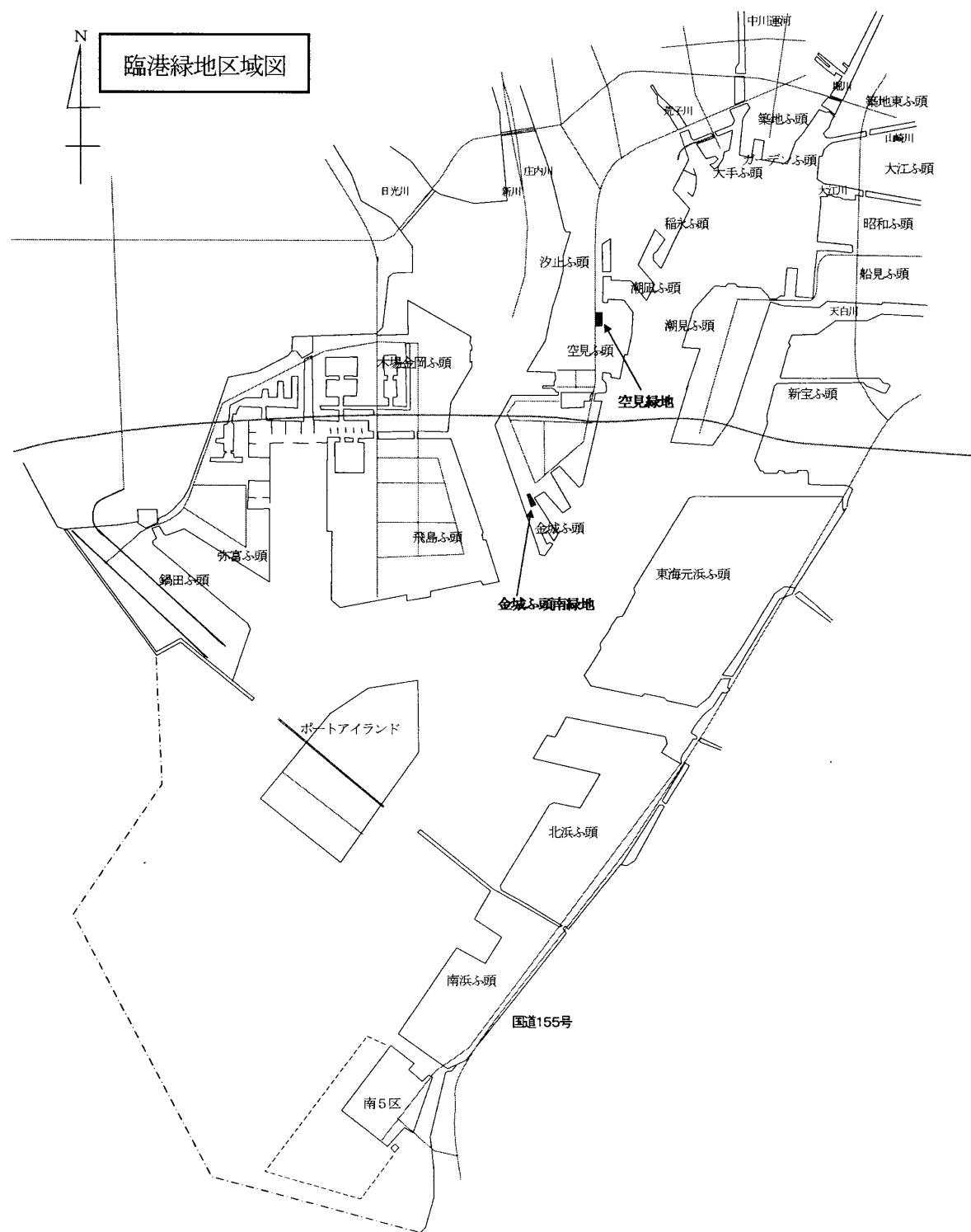
次の臨港緑地は、平成20年4月1日から廃止する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名称	位置	区域	施設の概要
空見緑地	名古屋市港区空見町3番4	別添図示	休息施設
金城ふ頭南緑地	名古屋市港区金城ふ頭三丁目1番	別添図示	休息施設



訓令

令

訓令第一号

組合内一般
課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

課の組織の分掌事務規程等の一部を改正する規程

(課の組織の分掌事務規程の一部改正)

第一条 課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「チ」を削り、「リ」を「チ」とし、「ス」を「リ」とし、「ル」を「ス」とし、「ヲ」を「ル」とし、同条第四号中「ス」を「ル」とし、「リ」を「ス」とし、「チ」を「リ」とし、「ト」を「チ」とし、「ヘ」を「ト」とし、「ホ」を「ヘ」とし、二の次に次のように加える。

ホ 庁外向けホームページの管理に関すること。

第九条第一項第二号ホ中「(ひき船を除く。)」を削り、同項第三号中「ホ」を削り、「ヘ」を「ホ」とし、同条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

(名古屋港管理組合安全管理規程の一部改正)

第二条 名古屋港管理組合安全管理規程(昭和二十九年訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

(被服貸与規程の一部改正)

第三条 被服貸与規程(昭和四十六年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表類別第四号中「2 ひき船の管理及び運営に関する業務に従事する者」を「2 入港船舶の船席指定の業務に従事する者」に改め、同表類別第六号を次のように改める。

る課長、課長補佐又は係長をもつてこれに充てる。

第二十六条第二項中「企画調整室及び」を「特別の場合を除き、」に改める。

第二十九条中「及び請負者」を「、請負者その他必要と認める者」に改める。

第四十五条第一項中「必要と認める」を「技術的検査を要すると認める」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、建設部以外の部又は室が当該委託業務を主管するときは、監督事項にあつては当該委託業務を主管する部長(室長、担当部長及び参考を含む。以下この項において同じ。)がこれをを行う。この場合において、この訓令の規定中「建設部長」とあるのは「当該委託業務を主管する部長」と、第六条中「その内容を審査した後」とあるのは「その内容を審査(設計書及び仕様書については建設部長の審査を要する。)した後」と、第七条中「直ちに」とあるのは「建設部長に契約締結事務を依頼し、建設部長は当該依頼があつたときは、直ちに」と、第十二条第二項第二号中「建設部の技術職員である」とあるのは「当該委託業務を主管する部又は室の」と、同条第三号中「建設部の技術職員である係長又は技師」とあるのは「当該委託業務を主管する部又は室の係長、技師又は主事」と読み替える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令第一号

組合内一般
工事施行規程(昭和二十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第三条中「総合開発担当」の下に「第四十五条第三項を除き」を加える。

第十二条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

二 主任現場監督員 建設部の技術職員である課長補佐(副所長その他これに相当する職にある職員を含む。以下同じ。)又は係長(担当係長その他これに相当する職にある職員を含む。以下同じ。)

三 現場監督員 建設部の技術職員である係長又は技師

第三十四条本文を次のように改める。
検査職員は、特別の場合を除き、建設部の技術職員であ

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合所有の船舶を次により売却する。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 売却物件

金城丸

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 船種 | 汽船 |
| (2) 船質 | 鋼 |
| (3) 総トン数 | 195.00トン |
| (4) 主機及び馬力 | ディーゼル機関2基
1,800PS×2基(2,647キロワット) |
| (5) その他 | 取得年月日 平成14年2月 |

2 入札参加者の資格

本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、この入札に参加できない。

3 入札参加者の提出書類

平成20年4月17日（木）までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 納税証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 代表者身分証明書
- (5) 委任状（用紙交付）
- (6) 使用印鑑届（用紙交付）

4 下見の日時及び場所 平成20年4月下旬以降

詳しい日時及び場所については、入札参加者に通知する。

5 入札の日時及び場所

平成20年5月15日（木）午前10時30分

名古屋港管理組合本庁舎6階入札室

6 開札の日時及び場所

前項に同じ。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他入札の条件に違反した入札

8 入札保証金

入札金額の100分の5以上

9 入札保証金の納入期限及び場所

入札期限まで

名古屋港管理組合総務部会計課会計係

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上

- 11 売却代金の納入期限
契約締結の日から15日以内
- 12 売却物件の引渡期限
売却代金納入の日から20日以内
- 13 入札参加者心得及び契約条件を示す期間及び場所
(1) 平成20年4月1日（火）から平成20年5月15日（木）までの午前8時45分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
(2) 名古屋港管理組合港営部管財課管財係
- 14 その他
詳細については、下記にお問い合わせください。
名古屋市港区入船一丁目8番21号
名古屋港管理組合港営部管財課管財係
電話番号 052-654-7895
名古屋港のホームページ <http://www.port-of-nagoya.jp/>

名古屋港管理組合公告

名古屋港の活発な物流需要に対応し、物流機能の強化を図るため、コンテナ機能の集積する名古屋港西部地区において、ロジスティクスハブ形成に資する事業の提案を募集します。

なお、この提案募集要項の公表については、下記のとおりです。

平成20年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

記

名古屋港のホームページ：<http://www.port-of-nagoya.jp>
配布場所 : 名古屋市港区入船一丁目8番21号
問い合わせ先 : 名古屋港管理組合企画調整室産業ハブ港担当
電話番号 052-654-7902

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合